

お支払いする保険金のご説明【団体総合生活補償保険】＜MS&AD型＞

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

がんに関する補償

■がん補償特約の補償内容

1. 被保険者ががんと診断確定され、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術や放射線治療を受けた場合などに保険金をお支払いします。

※ がんとは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中「悪性新生物」、「上皮内新生物」、「真正赤血球増加症＜多血症＞」、「骨髄異形成症候群」、「慢性骨髄増殖性疾患」および「本態性（出血性）血小板血症」に分類されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。

2. 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。

（注）「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
がん入院 保 険 金	<p>がんと診断確定され、そのがんの治療を目的として保険期間中に入院を開始し、その入院ががん入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合</p> <p>※ 入院を開始した日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。</p>	<p>がん入院 保険金日額 × 入院日数</p> <p>※ がん入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めてがん入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とします。</p> <p>※ 退院した日からその日を含めて180日以内に入院の原因となったがんと医学上重要な関係があると診断され再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となり、がん入院保険金支払対象期間の起算日は最初の入院の免責期間の満了日の翌日となります。</p>	<p>(1) 保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に診断確定されたがんについては、保険金をお支払いできません。※</p> <p>(2) 保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時より前にがんと診断確定された場合については、保険金をお支払いできません。※</p> <p>など</p>
がん手術 保 険 金	<p>がんと診断確定され、次のいずれかに該当した場合</p> <p>① がん入院保険金をお支払いする場合に、被保険者ががん手術保険金支払対象期間内に病院または診療所において、そのがんの治療を直接の目的として約款所定の手術を受けたとき</p> <p>② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、がんの治療を直接の目的として約款所定の手術を受けた場合</p>	<p>1回の手術について次の額をお支払いします。</p> <p>① がん入院保険金のお支払いの有無にかかわらず入院中に受けた手術</p> <p>がん入院保険金日額 × 10</p> <p>② 上記①以外の手術</p> <p>がん入院保険金日額 × 5</p> <p>※ 入院中とは、がんの治療のために入院している間をいいます。</p> <p>※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。 ・ 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 	<p>※ 継続契約においては、がんと診断確定された時が、そのがんによる入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、そのがんは、保険期間の開始時からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時以降に診断確定されたものとして保険金をお支払いの対象となります。</p>
が 放 射 線 治 療 保 険 金	<p>がんと診断確定され、次のいずれかに該当した場合</p> <p>① がん入院保険金をお支払いする場合に、被保険者ががん放射線治療保険金支払対象期間内に病院または診療所において、そのがんの治療を直接の目的として約款所定の放射線治療を受けたとき</p> <p>② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、がんの治療を直接の目的として約款所定の放射線治療を受けた場合</p>	<p>1回の放射線治療について次の額をお支払いします。</p> <p>がん入院保険金日額 × 10</p> <p>※ 放射線治療を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険金お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けた場合、1つの放射線治療に対してのみ保険金をお支払いします。 ・ 保険金お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、同一の診療行為について、2回目以降の放射線治療が保険金をお支払いする放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません。 	
がん通院 保 険 金	<p>がん入院保険金をお支払いする場合において、退院した日の翌日からその日を含めてがん通院保険金の支払対象期間（180日）内に、その入院の原因となったがんの治療を目的として通院したとき</p> <p>※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を</p>	<p>がん通院保険金日額 × 通院日数</p> <p>※ 1入院につき、通院日数は、通算してがん通院保険金の支払限度日数（45日）が限度となります。</p> <p>※ 退院した日からその日を含めて180日以内に入院の原因となったがんと医学上重要な関係があると診断され再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院と</p>	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度において、オンライン診療料を1回算定された場合は最初の1回のみ通院したものとみなします。	なります。	

支払対象期間：がん入院保険金、がん通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間（がん通院保険金は180日）をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。

がん手術保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「がん入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

がん放射線治療保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「がん入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

■その他のがんに関する特約の補償内容

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者ががんと診断確定された場合に保険金をお支払いします。
2. 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
がん先進医療補償特約 補償重複	がん先進医療費用保険金	<p>がんと診断確定され、そのがんの治療のため、被保険者が保険期間中に日本国内の病院または診療所において「先進医療」を受け、その費用を負担したことによって損害を被った場合</p> <p>※「先進医療」とは、治療を受けた時点において厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、対象となる「先進医療」の種類は特約保険期間中に変動することがありますので、詳しくは厚生労働省のホームページ等でご確認ください。</p>	<p>先進医療費用の額</p> <p><先進医療費用></p> <p>①「先進医療」に要する費用</p> <p>②次の交通費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「先進医療」を受けるために必要とした病院または診療所までの交通費 ・医師が必要と認めた病院または診療所への転院のために必要とした交通費 ・退院のために必要とした病院または診療所から居住地までの交通費 <p>※ 保険期間を通じ、保険証券記載のがん先進医療費用保険金額が限度となります。</p> <p>※ 第三者からの損害賠償金や他の保険契約等以外で損害をてん補するその他の給付がある場合は、その額を差し引いてお支払いします。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、損害の額を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)を限度とします。 <p>(*) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p>	がん補償特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
がん診断保険金補償特約	がん診断保険金	<p>次のいずれかのがんと診断確定された場合</p> <p>①保険期間の開始時以降に初めて罹患したがん</p> <p>②再発したがん(*1)</p> <p>③転移したがん(*2)</p> <p>④既払がん(*3)とは全く別のがん</p> <p>(*1)再発したがんとは、がんを治療した結果、一旦がんが認められない状態となり、その後再発したと医師によって診断確定されたがんをいいます。</p> <p>(*2)転移したがんとは、他の部位・臓器に転移したと医師によって診</p>	<p>がんの種類により、次の額をお支払いします。</p> <p>①約款所定の「上皮内新生物」に罹患した場合</p> <p>がん診断保険金額 × 保険証券記載の上皮内新生物支払割合(100%)</p> <p>②上記①以外の約款所定のがん(悪性新生物)に罹患した場合</p> <p>がん診断保険金額の全額</p> <p>※ 保険期間を通じ、①と②それぞれ1回のお支払いに限ります。</p>	<p>(1) 保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時より前にはがん診断確定された場合については保険金をお支払いできません。</p> <p>(2) がんと診断確定された日からその日を含めて2年以内に再び保険金をお支払いする場合のがんと診断確定されたときは保険金をお支払いできません。ただし、2年経過日の翌日以後に入院を開始または治療を継続されている場合には保険金をお支払いします。</p> <p>など</p>

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		<p>断確定されたがんをいいます。ただし、転移の以前に既にその部位・臓器にがんが発生していた場合は含みません。</p> <p>(※3) 既がんとは、この特約がセットされた最初の保険期間が開始した以降にがんと医師によって診断確定され、既にごん診断保険金を支払ったがんをいいます。</p>		
がん退院時一時金補償特約	がん退院時一時金	<p>がんと診断確定され、そのがんの治療を目的として入院し、次のいずれかに該当した場合</p> <p>①14日以上継続して入院した後、生存して退院した場合</p> <p>②入院している日数が365日を超えた場合</p>	<p>がん退院時一時金額の全額</p> <p>※ 1回の入院につき、1回のお支払いに限ります。</p> <p>※ 保険金お支払いの対象となる入院が終了した日からその日を含めて180日以内に入院の原因となったがんと医学上重要な関係があると診断され再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となります。</p>	がん補償特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
女性特定がん補償特約	特定がん入院保険金	<p>約款所定の特定がんを発病し、がんと診断確定されそのがんの治療を目的として入院した場合</p> <p>※ 約款所定の特定がんとは、女性の乳房、子宮、胎盤、卵巣等のがんをいいます。</p>	<p>特定がん入院保険金日額 × 入院日数</p> <p>※ がん入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めてがん入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とします。</p> <p>※ 特定がん以外の原因で入院中に特定がんの治療を開始した場合は、特定がんの治療を開始した日以降の入院日数を対象とします。</p>	がん補償特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
	特定がん手術保険金	<p>がん手術保険金をお支払いする場合で、次のいずれかに該当したとき</p> <p>①特定がん入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が特定がん手術保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その特定がんの治療を直接の目的として約款所定の手術を受けたとき</p> <p>②上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、特定がんの治療を直接の目的として約款所定の手術を受けたとき</p> <p>※ 約款所定の手術とは、次の手術をいいます。</p> <p>①悪性新生物根治手術(※1)</p> <p>②その他の悪性新生物手術(※2)</p> <p>(※1) 悪性新生物根治手術とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除、摘除、摘出し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいい、ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術および吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは含みません。転移・再発病巣のみを切除、摘除、摘出したり、また、転移・再発病巣とその周辺部分のみをあわせて切除、摘除、摘出する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。</p> <p>(※2) その他の悪性新生物手術には、吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは含みません。</p>	<p>1回の手術について次の額をお支払いします。</p> <p>①特定がん入院保険金のお支払いの有無にかかわらず入院中に受けた手術</p> <p>特定がん入院保険金日額 × 10</p> <p>②上記①以外の手術</p> <p>特定がん入院保険金日額 × 5</p> <p>※ 入院中とは、特定がんの治療のために入院している間をいいます。</p> <p>※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1つの手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、①の手術を1回受けたものとします。 ・ 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 <p>※ その他の悪性新生物手術を受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>	
	特定がん放射線治療保険金	<p>次のいずれかに該当した場合</p> <p>①特定がん入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が特定がん放射線治療保険金支払対象期間内に病院または診療所において、特定がんの治療を直接の目的として約款所定の放射線治療を受けた場合</p> <p>②上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、約款所定の特定がんの治療を直接の目的として約款所</p>	<p>1回の放射線治療について次の額をお支払いします。</p> <p>特定がん入院保険金日額 × 10</p> <p>※ 保険金お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けた場合、1回の放射線治療に対してのみ保険金をお支払いします。</p> <p>※ 施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>	

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		定の放射線治療を受けた場合 ※ 約款所定の放射線治療とは、次の手術をいいます。 ①悪性新生物根治放射線照射 ②悪性新生物温熱療法		
	乳房治療見舞金	被保険者が約款所定の乳房切断術を受けた場合	1乳房について次の額をお支払いします。 乳房治療見舞金額の全額 ※ 1乳房につき、1回のお支払いに限ります。	

特定がん手術保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「がん入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。
特定がん放射線治療保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「がん入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。